

# セーフティネット保証（4号・5号）および危機関連保証 郵送申請のご案内

## 1. 制度概要

借入債務について、信用保証協会が保証する保証枠、保証内容を拡充する制度。種類によって内容が異なります。

名称	概要	売上高の減少要件	区の緊急経営支援特別資金への利用
セーフティネット保証4号	・借入債務の100%を保証 ・一般枠とは別に最大2億8,000万円の保証枠	20%以上減少	○
セーフティネット保証5号	・借入債務の80%を保証 ・一般枠とは別に最大2億8,000万円の保証枠 ・指定対象業種を営んでいること	5%以上減少	○
危機関連保証	・借入債務の100%を保証 ・一般枠とは別に最大2億8,000万円の保証枠	15%以上減少	×

## 2. 申請要件

- ▶ 本店登記または主たる事業所が渋谷区内にある法人、個人事業主
- ▶ 以下の売上高の減少要件を満たすこと

(要件に(1)(2)があるものは、両方とも満たす必要があります)

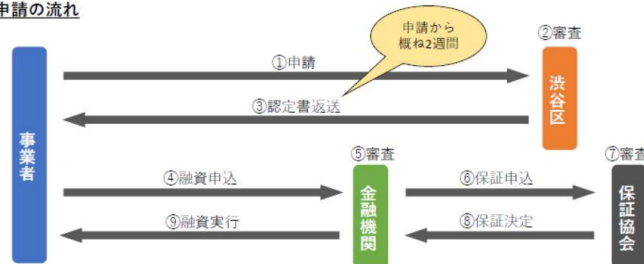
要件	要件
(1)最近1か月の売上高と前年同月の売上高を比較して、規定の割合以上減少	(2)最近1か月の売上高にその後2か月の売上高見込みを加えた3か月の合計と前年同期の3か月の売上高合計を比較して、規定の割合以上減少
(2)最近1か月の売上高にその後2か月の売上高見込みを加えた3か月の合計と前年同期の3か月の売上高合計を比較して、規定の割合以上減少	

※創業や事業拡大により前年比較が困難な場合は、以下の要件のいずれかで比較してください

緩和要件	緩和要件
最近1か月の売上高と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高を比較して、規定の割合以上減少	(1)最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高を比較して、規定の割合以上減少 (2)最近1か月の売上高にその後2か月の売上高見込みを加えた3か月の合計と令和元年12月の売上高の3倍を比較して、規定の割合以上減少
(1)最近1か月の売上高と令和元年10～12月の平均売上高を比較して、規定の割合以上減少 (2)最近1か月の売上高にその後2か月の売上高見込みを加えた3か月の合計と令和元年10～12月の売上高合計を比較して、規定の割合以上減少	

規定の割合：4号 20%以上  
5号 5%以上  
危機関連 15%以上

## 3. 申請の流れ



## 4. よくあるお問合せ

- Q1 4号と危機関連保証（または5号）を同時に申請することはできますか**
- A1 可能です。また区の融資あっせん制度「緊急経営支援特別資金（新型コロナウイルス感染症対応）」を同時に申請することも可能です。同時申請の場合、登記簿謄本など重複する添付書類は1部ご提出いただければ大丈夫です。同時に多数の制度の申し込みをする場合、返信用封筒にお貼りいただく切手の金額にご注意ください。
- Q2 どの種類を申請すればよいか分からない場合はどうすればよいですか**
- A2 ご利用予定の金融機関または信用保証協会にご相談いただくのが確実です。区の融資あっせん制度と併用をご検討されている場合、危機関連保証は併用できませんのでご注意ください。
- Q3 以前に取得した認定書の有効期間が切れてしまいましたが、延長はできますか**
- A3 令和2年1月29日以降に発行された認定書については、一律令和2年8月31日まで有効期間が延長されました。手続き等は必要ありません。有効期間を超過した認定書を金融機関・信用保証協会に提出して融資の申し込みを行ってください。（有効期間は訂正せず、そのままご利用ください）
- Q4 申請に手数料はかかりますか**
- A4 手数料はかかりません。渋谷区へ申請書を送る際の送料、渋谷区から認定書を返送する際の送料は申請者の負担となります。